

## 役員細則

第8条の理事及監事の推薦は、次のとおり行うものとする。

役員（理事、監事）選出手順

- 1 会員は役員候補に名乗り出ることが出来る。
- 2 役員会で会員の中から立候補者を含め会員の人格・行動及び会に対する熱意、主席状況等を勘案し、次年度の理事、監事を推薦する。
- 3 推薦された理事、監事は総会で選任される。

附則

平成招年4月1日・制定